

福岡県公報

平成二十一年三月十一日
第二千九百四十一号
増刊
①

目次

規則(第三号)

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

規則

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三(第二十四条の一関係)

(イ) 地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域	(ロ) 敷地面積の規模 五百平方メートル
---	-------------------------

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

一 病院 宗像市の項中

蜂須賀病院	野坂二六五〇	を
東郷病院	田熊一一三三一一三	
医療法人光風会老人保健施設宗像アコール	光岡一三〇	
蜂須賀病院	野坂二六五〇	に
医療法人光風会老人保健施設宗像アコール	光岡一三〇	

改める。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）